

## 浦臼町定住支援制度について

浦臼町では定住人口増加や地域の活性化を促進するため、様々な支援を行っています。  
今号では、住宅に関する助成制度等についてご紹介します。

浦臼町内に住宅を取得する方を応援します！

### 「浦臼町定住促進住宅取得応援助成金」

「町内に新築住宅を取得された方」、「町内の中古住宅を取得された方」を支援します。

#### ■対象者

- ・住宅を新築又は購入し、住宅請負契約又は売買契約を締結した者
- ・令和6年3月31日までに町から交付決定を受けた者
- ・本町に10年以上定住することを誓約する者
- ・申請者及び同居世帯員が、本町に住民登録を行うこと
- ・世帯全員の市町村民税等の滞納がないこと
- ・浦臼町暴力団排除条例（平成24年浦臼町条例第23号）に規定する暴力団員などでないこと
- ・過去にこの条例に基づく助成金の交付を受けていないこと
- ・2世帯以上が入居する住宅の場合、入居する世帯数にかかわらず1世帯とみなす

#### ■対象住宅

- ・住宅 居室、台所、トイレ、浴室等がある延床面積が50平方メートル以上の一戸建て住宅
- ・昭和56年6月以降に建築された住宅（中古住宅）  
（昭和56年6月1日に導入された、建築基準法に基づく耐震基準に適合している住宅）
- ・2親等以内の親族が所有していた住宅は助成対象外（中古住宅）

#### ■助成額

新築住宅取得応援助成金 150万円 中古住宅取得応援助成金 50万円

※購入額が50万円未満の場合は、当該購入額（消費税等を除く。）が助成金額となり、1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額が助成金額となります。

※購入額には土地の購入額を含む。

#### ■加算（申請時）

次のいずれかに該当する世帯に対し、25万円＋商品券25万円分を加算します。

- ・若年夫婦・・・40歳未満の夫婦。
- ・同一の世帯に属する中学校課程を修了する前までの子どもを養育する世帯

※「商品券」の使用期限は、発行日より6ヵ月間です。

#### ■申請の時期

新築住宅取得応援助成金・・・表題登記3ヵ月以内

中古住宅取得応援助成金・・・転入後または転居3ヵ月以内

#### ■助成金の返還

書類に偽りその他の不正があったとき、10年未満に転居、又は住宅の所有権移転若しくは賃貸等を行った場合は、助成金等の返還対象となりますのでご注意ください。

## 「浦臼町住宅リフォーム等補助金」

住環境の向上、空き家の再活用、町内経済の活性化等を目的として、住宅リフォーム及び老朽住宅の除却工事に係る費用の一部（最大30万円）を助成する制度です。

### ■補助対象者

- ・ 補助対象住宅等の所有者であって、町内に居住またはリフォーム後、直ちに町内に居住する者
- ・ 町税及び水道料金、下水料金等を滞納していない者
- ・ 前年の世帯総所得が550万円以下の者

### ■補助条件

- ・ 町内業者と契約し行う工事であること
- ・ 工事費（消費税を除く）が50万円以上であること
- ・ 固定資産税課税台帳に登録している家屋であること（倒壊家屋の除却工事を除く）
- ・ 同一の申請者、同一の住宅についての補助は、1回限りとする

### ■補助対象工事

- ・ 住宅のリフォーム（築後10年を経過した住宅の増築・改築・改修工事）
  - ・ 住宅耐震改修工事
  - ・ 空き家（倉庫など附属建物を含む）、老朽住宅の除却工事（建替えの為の除却を除く）
  - ・ 住宅用太陽光発電システム設置工事
- （注）工事着工前に必要書類を添付の上、申請書を総務課企画統計係に提出してください

【お問い合わせ】 役場総務課企画統計係 電話 0125-68-2111

### 鶴沼ワインフェス開催中止のお知らせ

8月30日に開催予定となっていた「第12回鶴沼ワインフェス」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催が中止となりました。楽しみにしていた皆様には申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

### 夏休み期間中のラジオ体操の中止について

浦臼町民生委員児童委員協議会では、新型コロナウイルス拡大防止のため、町民の皆様や参加者の健康と安全を最優先に考え、例年夏休み期間中、役場前駐車場で開催しているラジオ体操を中止とさせていただきます。楽しみにいただいている皆様には大変申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

問合せ先 暮らし応援課住民係（68-2112）

### 令和2年度狩猟免許試験及び狩猟免許更新講習について

新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の狩猟免許試験及び狩猟免許更新講習は北海道において実施方法等を検討・調整しているところです。開催日時、場所等については決定次第北海道のホームページに掲載されますので、ご確認ください。（掲示後も、状況により変更される場合があります。）

また、例年7月に行っている狩猟免許試験（1回目）については、今年度行われませんので、ご了承願います。

不要な「ありがとう札沼線」缶バッジは、役場へ寄付をお願いします！